

令和7年 賃借料情報について

農地の賃借をする際の賃借料は、原則的に当事者間で自由に決定することになっています。地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を掲載します。

令和7年中(1月から12月)に締結(許可・公告)された賃借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

作目	平均額	最低額	最高額	データ数	(参考) 使用賃借データ数
水稲	8,500円	3,900円	12,000円	1,681筆	77筆
野菜	4,200円	2,000円	21,000円	349筆	54筆
茶	4,100円	1,000円	10,000円	43筆	70筆
果樹	8,200円	3,000円	10,000円	37筆	9筆

※施設栽培(ハウス、温室)による賃借分は、集計から除外しています。

※営農型太陽光発電による賃借分は、集計から除外しています。

※「飼料作物」および「花木」は、契約実績が少ないため集計から除外しています。

※各金額は、100円未満を四捨五入しています。